

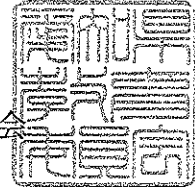


# 行政文書開示決定通知書

31教生第1494号  
令和元年8月1日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

愛知県教育委員会



令和元年7月18日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	現天守閣解体にかかる現状変更許可申請に関する留意事項について  (19/7/16 知事定例記者会見で発言した、名古屋城に関し「知事が入手した『文化庁から名古屋市にきた指摘質問事項』」)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和元年8月5日 午前 2時 <input checked="" type="checkbox"/> 午後
	場 所	県民生活課 (県民相談・情報センター) (愛知県自治センター2階)
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 20円 <del>2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分</del>	
担 当 課 等	学習教育部生涯学習課文化財保護室管理グループ 電話 052-954-6782 (ダイヤルイン)	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。  
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。  
 3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

平成31年2月26日

市政記者クラブ 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所

担当：西野（231-2488）

蜂矢（231-2481）

荒井（231-2481）

現天守閣解体にかかる現状変更許可申請に関する留意事項に  
ついて

平素は、市政の推進に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

名古屋城天守閣整備事業に関し、現天守閣解体にかかる現状変更許可の申請に向け、文化庁からの留意事項を確認しましたので、別紙のとおりご報告させていただきます。

## 現状変更許可申請提出にあたっての留意事項

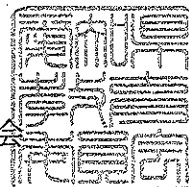
- ① 現天守を解体する理由（現天守解体の必要性・妥当性）
  - \* 耐震診断結果の詳細な説明、耐震補強では十分でない理由、現天守に係る沿革と内容に関する情報の整理、現天守の記憶保存等に関する措置
- ② 現天守解体の具体的な工事内容（工事用仮設の具体的な内容を含む。）具体的な工法・工程等
- ③ ②に関連して、現天守の解体・除去工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られること
  - \* 石垣部会の意見を付すこと
- ④ 石垣等保全の具体的方針
  - \* 石垣部会の意見を付すこと
- ⑤ 石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等（石垣調査計画）
  - \* 石垣部会の意見を付すこと

行政文書開示決定通知書

31教生第1493号  
令和元年8月1日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

愛知県教育委員会



令和元年7月18日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項  (19/5/29 文化庁が名古屋市に交付した「名古屋城の現状変更許可申請に係る名古屋市への確認事項」)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和元年8月5日 午前 2時 午後
	場 所	県民生活課 (県民相談・情報センター) (愛知県自治センター2階)
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 30円 2 <del>写しの送付に要する費用 郵便切手 円分</del>	
担 当 課 等	学習教育部生涯学習課文化財保護室管理グループ 電話 052-954-6782 (ダイヤルイン)	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。  
2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。  
3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項

1. 全般的事項

(1) 現状変更申請の経緯について

[Redacted text block]

(2) 天守解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響の有無を判断する方法について

[Redacted text block]

2. 個別事項

(1) 現天守を解体する理由、沿革について

[Redacted text block]

[Redacted text]

(2) 現天守解体の具体的な工事内容、具体的な工法・工程等について、及び、現天守の解体・除却工事が文化財である石垣等に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られることについて

<A. 仮設物設置の影響について>

①内堀及び御深井丸側石垣の発掘等調査について。

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

(3) 石垣等保全の具体の方針について、及び、石垣等詳細調査の具体的な手順・方法等(石垣調査計画)について、

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

(4) 特別史跡名古屋城跡に関する事業実施体制について

[Redacted text]

[Redacted text]

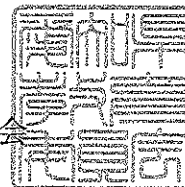


# 行政文書不開示決定通知書

31教生第1495号  
令和元年8月1日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

愛知県教育委員会



令和元年7月18日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	19/7/2 知事定例記者会見で発言した、「19/7/1 知事と石井啓一国土交通大臣と菅官房長官が話した内容」がわかるもの
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当  開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため
担当課等	学習教育部生涯学習課文化財保護室管理グループ 電話 052-954-6782 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。)